ほぼ週刊コラム「Partnership論」　その５４

**「juridical person（法的な人間） = corporation（有体財産から成る組織）」という誤解**

**～～[A Secular Age](http://www.amazon.co.jp/A-Secular-Age-Charles-Taylor/dp/0674026764/ref=sr_1_1?s=english-books&ie=UTF8&qid=1372833228&sr=1-1&keywords=a+secular+age" \t "_blank)に「西洋」を一気に学んだ日本人がいかにも陥りそうな誤解～～**

2013.07.05　齋藤旬（[www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp)）　rev.2

**先々回のコラムで、understandを「理解」と和訳するのは誤訳だ、と書いた。**[A Secular Age](http://www.amazon.co.jp/A-Secular-Age-Charles-Taylor/dp/0674026764/ref=sr_1_1?s=english-books&ie=UTF8&qid=1372833228&sr=1-1&keywords=a+secular+age)、即ち「或る世俗的な時代」である19世紀後半から20世紀後半の、too secular（世俗的過ぎる）あるいは異常に合理主義的だった時代の西洋文明。何千年も続いている西洋文明にしてみればほんの僅か数％しか占めない、この「例外的」時代の西洋文明を、明治開闢で一気に学習した日本人が「いかにも」陥りそうな誤訳だ、というようなことを書いた。

　understand（ナニナニの下に立つ）には確かに「理解」つまり「理」で「解る」こと、この意味もある。しかしそれだけではない。「心」で「分かる」「感じる」といった様な意味 --- 日本人にはむしろ分かりやすいだろう意味 --- も含む、というかこちらの方の意味合いだった時代の方が長い。ただ、A Secular Ageでは、前者の意味が後者の意味を圧倒していた。それで、その時たまたま「西洋」を集中的に学んだ日本人は「understand＝理解」と誤訳してしまった。この様なことを先々回述べた。

　今回紹介する「誤訳」というか「誤解」もこれに似ている。juridical person（法的な人間）とは、corporation（有体現実的（corporeal）財・サービスから成る組織）だけを意味するものだと日本人は「誤解」した。今回はこれを取り上げる。

**確かに19世紀後半から一時西洋では現実的に「juridical person＝corporation」だった。**しかしそれは、「understand＝理解」だった時代が西洋にとっては「異常な百年間」だったのと同様に、長い歴史を持つ西洋文明にとってはホンノイットキのことだった。

　Hansmaan Kraakmanの論文、即ち『[Private Company Law Reform](http://www.amazon.co.jp/Private-Company-Law-Reform-International/dp/906704251X/ref=sr_1_1?s=english-books&ie=UTF8&qid=1372906700&sr=1-1&keywords=Private+Company+Law+Reform)』第一論文からこの事が分かる部分を転記してみよう。それは[和訳](20130607%20W23%20Hansmann%20Kraakman%20Chapter%201%20Paper%20wayaku%20rev3.doc)（現在rev.3）のpp. 2-3の部分だ。

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

･････古代ローマ時代から19世紀末まで、共同事業企業を組織するための主要形態はpartnershipだった。事実17世紀までは、大部分の事業に適用可能な形態としてはpartnershipしかなかった。partnersが企業の契約上の債務に関する無限責任を個人的に負っていて、これが、その企業の持つ信用力（creditworthiness）のbasisとなっていた。

しかし19世紀後半、statutory business corporation（制度法的事業法人）が、代替的組織形態として、事業活動の大部分に適用可能となっていった。business corporationの持分所有者全員が有限責任となっていて、従ってcompanyの債務は企業自身の名で所有されている資産のみによって担保されていた。･････

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

　そして誰もがご存じの様に、「事業体」と言えばcorporation（日本でいえば「株式会社」）、という百年間が確かにこの地球の上を席巻した。しかしそれは、ホンノイットキのことだ。百年間続いた後、20世紀後半には「partnershipへの回帰」つまり「[Private Company Law Reform](http://www.amazon.co.jp/Private-Company-Law-Reform-International/dp/906704251X/ref=sr_1_1?s=english-books&ie=UTF8&qid=1372906700&sr=1-1&keywords=Private+Company+Law+Reform)」が起こった。残念ながら日本人はこの事を知らないけれど...。

[**日本の民法（法務省Web Siteにある口語訳・英訳）**](http://www.moj.go.jp/content/000056024.pdf)**でこの「誤解」を見てみよう**。1896年に仏独から輸入して制定されて以来、ほとんど直されていない日本の民法 --- 私は叱咤激励を込めて「ガラパゴス民法」と呼んでいる --- では、日本語で「法人」と記されているところが、英訳では「corporation」や「incorporated」があてられたり「juridical person」があてられたりする。つまり、「juridical person = corporation = 法人」であることが暗黙の了解事項であることが見て取れる。細かく言うと、「juridical person」に「法人」という訳語を当てた後、法人（juridical person）はcorporationしかないと考え、以降、日本語で「法人」としているところへ英語としてはjuridical personとcorporateをあてているという様な「経緯」が見て取れる。読者の皆さん、実際に法務省のWeb Siteにある[日本の民法](http://www.moj.go.jp/content/000056024.pdf)の「第三章　法人」の第三十三条から第三十六条で、各自この事を確かめて頂きたい。

訳語の対応関係を4パターンに分類し、文字背景に四色の色分けをした。

緑色：　法人 = juridical person

黄色：　法人 = corporation ないし incorporated

赤色：　会社 = corporation

青色：　日本において成立する同種の法人 = the juridical person of the same kind which  
 can be formed in Japan

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

第三章　法人

Chapter III Juridical Persons

第一節　法人の設立

Section I Establishment of Juridical Persons

（法人の成立）

(Establishment of Juridical Person)

第三十三条　法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。

Article 33 No juridical person can be formed unless it is formed pursuant to the applicable provisions of this Code or other laws.

（公益法人の設立）

(Establishment of Public Interest Corporation)

第三十四条　学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であって、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

Article 34 Any association or foundation relating to any academic activities, art, charity, worship, religion, or other public interest which is not for profit may be established as a juridical person with the permission of the competent government agency.

（名称の使用制限）

(Restrictions on Use of Name)

第三十五条　社団法人又は財団法人でない者は、その名称中に社団法人若しくは財団法人という文字又はこれらと誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

Article 35 Any person who is neither an incorporated association nor an incorporated foundation shall not use in its name the words "incorporated association" or "incorporated foundation", or other words which is likely to be mistaken for those words.

（外国法人）

(Foreign Juridical Person)

第三十六条　外国法人は、国、国の行政区画及び商事会社を除き、その成立を認許しない。ただし、法律又は条約の規定により認許された外国法人は、この限りでない。

Article 36 (1) With the exception of any state, any administrative division of any state, and any commercial corporation, no establishment of a foreign juridical person shall be approved; provided, however, that, this shall not apply to any foreign juridical person which is approved pursuant to the provisions of a law or treaty.

２　前項の規定により認許された外国法人は、日本において成立する同種の法人と同一の私権を有する。ただし、外国人が享有することのできない権利及び法律又は条約中に特別の規定がある権利については、この限りでない。

(2) A foreign juridical person which is approved pursuant to the provision of the preceding paragraph shall possess the same private rights as may be possessed by the juridical person of the same kind which can be formed in Japan; provided, however, that, this shall not apply to any right which may not be enjoyed by a foreign national, or a right for which special provision is made in a law or treaty.

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

**「juridical person = corporation = 法人」の「誤解」が生み出す「混乱の芽」が二つ**、既にここに見て取れる。一つ目は「赤色：　会社 = corporation」。日本民法成立の1896年頃は、「会社 = corporation」として良かったかも知れないが、古代ローマ時代から17世紀までは「会社 = partnership」だったのだし、20世紀終盤に「[Private Company Law Reform](http://www.amazon.co.jp/Private-Company-Law-Reform-International/dp/906704251X/ref=sr_1_1?s=english-books&ie=UTF8&qid=1372906700&sr=1-1&keywords=Private+Company+Law+Reform)」が起きて以降は「会社 = corporationまたはpartnership」[[1]](#footnote-1)と変わった。つまり「会社 = corporation」と考えても世界の動きについて行けたのは19世紀後半から20世紀後半の百年間だけだった。そういった「例外的百年間」しか知らない日本人は、現在の「会社 = corporationまたはpartnership」の時代にはついて行けなくなってしまったのだ。

　では日本語の「会社」の英訳は何か？　それは「company」が良いと私は考えている。

　二つ目の「混乱の芽」は、「青色：　日本において成立する同種の法人 = the juridical person of the same kind which can be formed in Japan」、つまり「複数種の法人」を想定している部分。仏独から輸入して日本民法を作成した19世紀後半の日本人は、恐らく、「複数種の法人」として公益法人、一般法人、社団法人など全てcorporationの枠内での組織を考えていたのだろう。しかし、20世紀終盤に「[Private Company Law Reform](http://www.amazon.co.jp/Private-Company-Law-Reform-International/dp/906704251X/ref=sr_1_1?s=english-books&ie=UTF8&qid=1372906700&sr=1-1&keywords=Private+Company+Law+Reform)」が起きて以降は、「corporationではないjuridical person」つまり「corporationとpartnershipのhybridのjuridical person」が新たに登場した。いわば、19世紀の日本人にとっては「想定外」だが、19世紀以前の西洋を良く知る西洋人にとっては「想定内」の、juridical personが新たに登場したのだ。…まっ、19世紀日本人の彼等は「仕方がなかった」といって良いだろう。しかし、我々は21世紀に生きる日本人だ。「仕方がない」では済まされない。

　「お小言」はこのくらいにして。さて…。

**「法人（juridical person）はcorporationしかない」と日本人は誤解している。**このことをガッテンして頂けましたでしょうか？

　ガッテンして頂けたら、ついでに次の「問い」についても考察を加えて頂きたい。即ち、この「誤解」が巡り巡って「失われた二十年」の元凶なのでは？　という「問い」だ。

**この「誤解」が「失われた二十年」の元凶だ、と言って良いと思う**。なぜなら、この誤解を形成する背景というか「底」、日本人の意識の「底」には、「西洋文明とは合理主義的なもの世俗的なもの」「経済とは有体現実的資本（corporeal capital）を活用すること」といった様な「誤解」があり、それら「底誤解」が、20世紀後半に起こった「西洋文明のポスト世俗化」「無体（non-corporealあるいはintangible）資本を活用する経済、つまり一般的人智では予測不可能なInnovationをメイン・エンジンとする経済への転換」といった重大変化を、日本人の視界の「盲点」あるいは「死角」の奥深く、暗闇の底に隠してしまったからだ。

つまり、日本人の意識の底にある「誤解」が、世界で現に起きている大変化を見えなくさせてしまった。例えば「[Private Company Law Reform](http://www.amazon.co.jp/Private-Company-Law-Reform-International/dp/906704251X/ref=sr_1_1?s=english-books&ie=UTF8&qid=1372906700&sr=1-1&keywords=Private+Company+Law+Reform)」を見えなくさせてしまった。これが「失われた二十年」の元凶だ。

　日本の最高裁判所の方々。先々回述べた様に「米国partnershipは日本の税法上の「法人」である」という「世界に大恥をさらす」判決を今にも出しそうな方々には、「猛勉」を切に切にお願いする。corporationが生まれる以前の西洋文明と、ここ30年間の『Private Company Law Reform』に通底する「思想」を、猛勉して頂くことを切に切にお願いする。

今週は以上。なお次週は会社勤続30年のサバティカルを頂いて、休刊をご容赦願う。ということで、次次週も乞うご期待。

1. 本コラムの読者には必要ないかもしれないが一応この二つの大きく違うところを記しておく。corporationはgoing concernで発生主義会計が強行法規定であるarm’s length entityだ。他方、partnershipはnot going concernで会計自由なnon arm’s length entityだ。 [↑](#footnote-ref-1)